

**「子どもプロデューサー」による地域参画型居場所創造モデル事業  
(池田市子ども・若者の居場所運営事業) 業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領**

この要領は、「子どもプロデューサー」による地域参画型居場所創造モデル事業（池田市子ども・若者の居場所運営事業）業務委託（以下「本業務」という。）に係る公募型企画提案（プロポーザル）方式を実施するにあたり、各種手続き、要件等に関し必要な事項を定めるものとする。

**1. 事業目的**

公共の社会教育施設等を活用し、NPO や地域団体等との連携・協働により、子ども・若者が安心・安全に過ごせる居場所を提供することで、個人と社会のウェルビーイングの実現に向けた環境づくりに資することを目的とする。また、当該居場所を利用する子ども・若者の状況を把握し、必要に応じて教育委員会や学校等との情報共有を図ることで、地域全体で子ども・若者の育ちを見守り支えるネットワークづくりにつなげる。さらに、本業務における具体的な実践を通じて得られた成果や課題等について調査・分析を行うことで、行政と民間との連携・協働体制構築の際に課題となる点や有効な手立てとなりうる糸口を探る。

- 2. 業務名称** 「子どもプロデューサー」による地域参画型居場所創造モデル事業  
(池田市子ども・若者の居場所運営事業) 業務委託
- 3. 業務内容** 別紙「子どもプロデューサー」による地域参画型居場所創造モデル事業  
(池田市子ども・若者の居場所運営事業) 業務委託仕様書のとおり
- 4. 履行期間** 契約締結の日から令和8年12月31日まで
- 5. 委託料上限額** 3,500,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

**6. 支払方法**

委託料の支払いについては、以下のとおりとする。なお、市は請求書を受理した日から30日以内に受託者に支払うものとする。

| 請求時期    | 支払額       |
|---------|-----------|
| 7月      | 委託料の5割相当額 |
| 履行期間終了後 | 委託料の5割相当額 |

**7. 参加資格**

公募型企画提案（プロポーザル）方式への参加資格は、公示日から契約日までに、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続きの申立てがなされていない者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの申立てがなされていないこと。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て中又は破産手続中でないこと。
- (4) 子ども・若者を対象とした居場所運営の実績があり、青少年の育成支援についてのノウハウを有すること。
- (5) 池田市役所での打合せ等に出席でき、連絡調整が可能であること。
- (6) 池田市暴力団排除条例（平成23年条例第20号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当しない者であること。
- (7) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する宗教団体、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）に規定する政治団体等、宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でない3年法律第194号）に規定する政治団体等、宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

## 8. 失格事項

参加申込書を提出してから受託者が決定するまでの間に、次のいずれかに該当した場合は、失格又は審査の対象から除外するものとする。

- (1) 参加資格を満たさなくなったとき。
- (2) 提出書類やプレゼンテーションの内容に虚偽があった場合。
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為があったと認める場合。
- (4) 著しく信義に反する行為があった場合。

## 9. 実施スケジュール

| 項目                | 日時               |
|-------------------|------------------|
| 実施要領、仕様書等の公表      | 令和8年5月29日（金）     |
| 実施要領、仕様書等に関する質問締切 | 令和8年6月5日（金）17時   |
| 実施要領、仕様書等に関する質問回答 | 令和8年6月10日（水）     |
| 参加申込書、企画提案書等の提出期限 | 令和8年6月19日（金）17時  |
| プレゼンテーション及び審査     | 令和8年7月1日（水）13時以降 |
| 選定結果の通知           | 令和8年7月2日（木）発送    |
| 契約締結              | 令和8年7月3日（金）      |

※上記スケジュールは変更となる場合があるため、その際は、提案者から提出のあった「参加申込書」（様式1）に記載された電話番号及びメールアドレス宛に、地域教育課

より連絡する。

## 10. 仕様書及び提出書類の配布

市ホームページでダウンロード又は地域教育課窓口にて配布する。

## 11. 仕様書等に関する質問の受付及び回答

- (1) 内容等について不明な点がある場合、必ず質問票（様式4）を電子メール又はファクスで地域教育課へ提出すること（送信後は、確認の電話連絡をすること）。

なお、電話や窓口訪問による口頭での質疑は受け付けない。

電子メール：k-chiiki@city.ikeda.osaka.jp

ファクス：072-754-1011

- (2) 質問受付期間

令和8年5月29日（金）午前9時～令和8年6月5日（金）午後5時

- (3) 回答方法

令和8年6月10日（水）に市ホームページにおいて掲載する。

## 12. 応募に必要な書類の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、以下により書類を提出すること。提出期限までに提出がなかった場合は、プロポーザルへの参加を認めない。

- (1) 提出書類（すべて正本1部、副本5部を提出すること）

| 提出書類                       | 留意事項                                                                                                  |
|----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 参加申込書<br>(様式1)           | ・正本1部に代表者印を押印すること。副本5部は複写可。                                                                           |
| ② 事業者概要書<br>(様式2)          | ・子ども・若者を対象とした居場所運営及び青少年の育成支援に関する活動実績を必ず記載すること。<br>・上記の事業実績が確認できる報告書等を添付すること<br>(複数ある場合は代表的なもの1部)。     |
| ③ 事業者の概要が分かる資料 (任意様式)      | ・役員名簿、定款及び規則、事業概要がわかるパンフレット等の資料を添付すること。                                                               |
| ④ 統括責任者及び担当者の実績調書<br>(様式3) | ・子ども・若者を対象とした居場所運営及び青少年の育成支援に関する活動実績を中心に記載すること。                                                       |
| ⑤ 企画提案書<br>(任意様式)          | ・企画提案書には表紙をつけるものとし、表紙には業務名「池田市子ども・若者の居場所運営事業」、提出年月日及び事業者名を記載すること。<br>・企画提案書には、次のア)～エ)の項目について必ず記載すること。 |

|                    |                                                                                                                                                                                                                       |
|--------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                    | <p>ア) 公民連携・協働の特性を踏まえた業務実施方針</p> <p>イ) 別紙仕様書の「3. 業務内容」に掲げる各事項</p> <p>ウ) 年間の業務実施スケジュール</p> <p>エ) 本業務の実施体制（組織体制図および各担当者の役割、経歴、能力等）</p> <p>※その他、本業務の効果的な実施に資する独自の工夫等があれば、併せて記載すること。</p>                                   |
| ⑥ 見積書及び内訳明細書（任意様式） | <ul style="list-style-type: none"> <li>・見積書には経費の総額を示すとともに、税抜金額と税額を分けて記載すること。</li> <li>・見積書には必ず人件費、間接経費など見積金額の積算根拠を明示した内訳明細を記載又は添付すること。</li> <li>・見積書の宛名は「池田市教育委員会」とし、見積日、業務名、事業者名、代表者名を明記した上で、代表者印を押印すること。</li> </ul> |

(2) 提出書類の受付期間

令和8年5月29日（金）午前9時～令和8年6月19日（金）午後5時

(3) 提出方法

持参又は郵送（期間内必着）。ただし、郵送の場合は事務局に対し、書類の到達について電話等で確認すること。

(4) 提出先

〒563-8666 池田市城南1丁目1番1号

池田市教育委員会 教育部 生涯学習推進室 地域教育課（池田市役所5階）

（持参の場合は土曜日、日曜日、祝日を除く、午前9時から午後5時まで）

(5) 参加辞退

書類の提出後に辞退する場合は、プレゼンテーション開催日時までに辞退届（様式5）を地域教育課まで提出すること。

13. プレゼンテーション実施日時等

- ・日 時 令和8年7月1日（水） 午後1時～（予定）
- ・会 場 池田市役所3階 議会会議室
- ・出席者 本業務に携わる統括責任者または担当者（3名以内）
- ・内 容 各参加者の持ち時間は30分（プレゼンテーション20分、質疑応答10分）とする。
- ・準備物 プロジェクター（HDMI端子）、スクリーン、パソコンは委託者で用意する。  
（各参加者による持ち込みも可）
- ・その他 実施日時や会場等の詳細は、別途文書にて通知する。

#### 14. 選定方法

- ・受託候補者の選定にあたっては、本市において審査委員会を設置し、提出された企画提案書類の審査並びに事業者によるプレゼンテーション及びヒアリングの実施により、下記の「15. 評価基準」に基づき総合的に審査、評価を行う。
- ・審査委員の合計得点が最も高く、かつ審査委員の持ち点（100点）の合計の5割以上を満たす提案をした者を、本業務の最優先受託候補者として選定する。
- ・審査委員の合計点数が同じ者が複数いる場合は、審査委員会の決するところによる。
- ・応募が1者のみであった場合においてもプレゼンテーションを実施し、総合的な評価に基づき判定する。

#### 15. 評価基準

| 評価項目           | 評価基準                                                                         | 配点  |
|----------------|------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 1 事業実績について     | 子ども・若者の居場所運営や青少年の育成支援についての十分な実績を有し、本業務の円滑な遂行が可能であると認められるか。                   | 10点 |
| 2 業務実施方針について   | 業務実施方針が、公民連携・協働の視点を踏まえた上で、本事業の目的に沿ったものとなっているか。                               | 10点 |
| 3 企画提案内容について   | 提案内容が仕様書に沿ったものとして具体的に示されているか。                                                | 10点 |
|                | 困難を抱える子ども・若者も含め、すべての子ども・若者が当該居場所につながるができるよう、幅広い手段を講じているか。                    | 10点 |
|                | 子ども・若者の声を聴き、利用者の興味・関心に即した居場所づくりにするなど、子ども・若者が利用しやすい工夫を行っているか。                 | 10点 |
|                | 参加者からの様々な相談に応じ、適切な助言を行うとともに、関係機関・団体等と連携し、必要な支援につなげる体制が構築できているか。              | 10点 |
|                | 仕様書に記載のあるものの他、本事業の効果的な実施に資する独自性のある取り組みが含まれているか。                              | 10点 |
| 4 業務スケジュールについて | 事業スケジュールが合理的なものとして具体的に示されているか。                                               | 10点 |
| 5 業務実施体制について   | 本事業を遂行するための実施体制が合理的なものとして具体的に示されているか。また、本事業を的確に遂行できる経験やスキルを有した人材を充てているか。     | 10点 |
| 6 見積価格について     | 見積価格が「5. 委託料上限額」以内で、提案内容に対して費用及び積算根拠が妥当であるか。なお、見積価格が「5. 委託料上限額」を超えた場合は失格とする。 | 10点 |

|  |    |       |
|--|----|-------|
|  | 合計 | 100 点 |
|--|----|-------|

#### 16. 選定結果の通知

本プロポーザルに参加した事業者には、令和8年7月2日（木）に結果の可否を文書で通知する。なお、選考経過に関する質問や選考結果に関する異議申し立ては認めない。

#### 17. 契約締結について

審査委員会において選定された事業者を最優先受託候補者として、契約締結を行う。なお、予算の議決が得られない場合は、本業務の委託は実施不可能となることから、契約締結に至らない場合がある。その際、プロポーザル参加事業者の損害に対して、市は責任を負わない。

#### 18. その他留意事項

- ・ 提出書類の作成・提出等、企画提案に係る費用は、全て提案者の負担とする。
- ・ 郵送等による書類の提出について、市は事故等による未着に関して責任を負わない。
- ・ 提出期間終了後は、提出された書類の差し替えは認めない（市が補正等を求めた場合を除く）。
- ・ 提出された書類等は、いかなる場合でも返却しない。
- ・ 提出された書類等は、提案事業者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。

#### 19. 事務局

本プロポーザルに関する問合せ及び書類の提出先は、次のとおりとする。

池田市教育委員会 教育部 生涯学習推進室 地域教育課

〒563-8666 大阪府池田市城南1丁目1番1号（池田市役所5階）

TEL：072-754-6296／FAX：072-754-1011

E-mail：k-chiiki@city.ikeda.osaka.jp